

令和
五 年
五 條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

令和五年九月二十七日(水曜日)

議事日程(第四号)

令和五年九月二十七日 午前十時開議

- 第一 議第三十八号 五條市大塔ライフハウス条例の全部改正について
議第三十九号 市立五條文化博物館条例等の一部改正について
議第四十一号 令和五年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について
第二 議第四十号 五條市印鑑条例及び五條市手数料の特例に関する条例の一部改正について
議第四十二号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について
議第四十三号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について
議第四十四号 令和五年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
第三 認第一号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認第二号 令和四年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第三号 令和四年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認第四号 令和四年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認第五号 令和四年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第六号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認第七号 令和四年度五條市水道事業会計決算認定について
認第八号

第七	同第二十五号	五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
	同第二十四号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第二十三号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第二十二号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第二十一号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第二十号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第十九号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第十八号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第十七号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第十六号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第十五号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第十四号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第十三号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第十二号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第十一号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第十号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第九号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第八号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第七号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第六号	五條市農業委員会委員の任命について
第六	同第五号	五條市監査委員の選任について
第五	同第四号	五條市教育委員会委員の任命について
第四	同第三号	五條市教育委員会委員の任命について
第三	同第二号	五條市教育委員会委員の任命について
第二	同第一号	五條市教育委員会委員の任命について
第一	認第九号	令和四年度五條市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

- 同第二十六号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第二十七号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第二十八号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第二十九号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第三十号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第三十一号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 第八 発議第 六号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について
- 第九 選第 二号 議会改革特別委員会の構成の変更と委員の追加について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉田	谷山	中本	秋山	仲山
雅	耕		佳		勝	俊	直		
範	司	実	孝	秀	正	啓	樹	嗣	嘉

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	平岡清司
副市長	福塚勝彦
教育長	井上恵充
理事	石田茂人
技監	善本隆典
市長公室長	西本久雄
総務部長	櫻本茂樹
危機管理監	中本賢二
すこやか市民部長	久保雅彦
あんしん福祉部長	谷口久美
産業環境部長	平己富長
都市整備部長（土木管理担当）	池嶋晶
都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）	上田井朗
教育部長	名迫雅浩
西吉野支所長	岡民長

十一番	藤富美恵子
十二番	大谷龍雄

事務局職員出席者

大塔支所長	吉川佳秀
会計管理者	榮林淳子
水道局長	柴田裕彦
総務部次長・財政課長事務取扱	戸野哲
事務局長	西峯久美
事務局次長	小田光章
事務局次長補佐	辰巳大輔
事務局総務係長	神農典子
速記者	福本光希

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、去る十二日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

○議長（吉田雅範）これより日程に入ります。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、明瞭的確にお願いします。

また、議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言頂きますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）初めに日程第一、議第三十八号、議第三十九号及び議第四十一号の三議案を議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。八番総務文教常任委員会福塚実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実）ただいま議題となりました議第三十八号、議第三十九号及び議第四十一号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る九月十二日の本会議において当委員会に付託され、十三日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十八号 五條市大塔ライフハウス条例の全部改正につきましては、施設の設置目的や使用料設定等の規定の整備を行うため、条例の全部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、避難所になっている指定管理施設の数をただしたのに対し、「中央公民館、阿田峯公園、老人憩の家、西吉野コミュニティセンター、ロジ之星のくこの五か所である。」との答弁があり、委員から、市が避難所として使用した場合、指定管理料の返還に関する規定はあるのかをただしたのに対し、「指定管理者募集時の仕様書に、防災計画に基づく避難所の開設時には、市ないし教育委員会の指示に従うよう規定している。」との答弁があり、委員から、避難所を開設したときの施設の利用規定についてただしたのに対し、「避難所開設時には、地元の方の避難だけでなく、働きに来ている方々が避難する場合があります。」との答弁がありました。

また、委員から、この条例の改正は、大塔町の自治会、老人会、婦人会などの団体の皆さん方の了解のもと提出しているのかをただしたのに対し、「大塔小・中学校の校舎の活用について、自治会長などが参加する建物の活用検討委員会で協議が行われ、福祉関係の施設にしてほしいという意見が多かったことから、その目的に向かって条例の整備を進めてきたところである。」との答弁があり、委員から、初めて使用料を設定するのか、既に設定済みであれば比較するとどうなのかをただしたのに対し、「これまでの条例では使用料の設定がないため、使用料はいただいていない。」との答弁があり、委員から、空調設備の有無をただしたのに対し、「全ての部屋にエアコンが設置されているわけではない。」との答弁があり、委員から、条文の読替えについてただしたのに対し、「基本的には市が施設を管理し、指定管理者に管理をさせた場合に、市長を指定管理者に読み替えるという意味でこの第十六条が制定されている。料金については、市長の場合の使用料が指定管理

者になった場合には利用料金と読み替えることになる。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十九号 市立五條文化博物館条例等の一部改正につきましては、市または教育委員会の管理権限を明確にすることを目的に、条例本則において、市または教育委員会の直営としながら、指定管理者に管理を行わせることができるよう条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、5万人の森公園の駐車場の開閉時間についてただしたのに対し、「駐車場の開閉時間についての規定はない。」との答弁があり、委員から、二十四時間開いているということで、車中泊等しても構わないという認識でよいかとただしたのに対し、「駐車場の利用に関して、特に車中泊等については制限は設けていない。」との答弁がありました。

また、委員から、管理主体を改めると以前と比べどのような違いがあるのかをただしたのに対し、「市が直営することを原則とし、指定管理の制度を活用して、指定管理者に管理させることもできるといえるように改正する。」との答弁があり、委員から、指定管理を受けてくれる者がいない場合を想定しての改正なのかをただしたのに対し、「募集に対し応募がない場合、今の条例のままでは市が直営で管理することができないため、市がしっかりと管理し、指定管理の制度も活用していく体制をとれるよう改正をする。」との答弁がありました。

また、委員から、5万人の森公園において施設使用料は初めて設定するものなのか、現在の料金があれば、それとの比較についてただしたのに対し、「以前から使用料をいただいておりますが、料金については同様である。」との答弁がありました。

また、委員から、5万人の森公園の年間利用者数についてただしたのに対し、「昨年度の来客者数は四万五千六十八人で、施設の利用者数は八百十一人である。パーベキューサイトの利用件数は百二十件、キャンプサイトは十六件、その他が十三件である。」との答弁があり、委員から、5万人の森公園駐車場に設置されている充電設備の稼働状況と料金体制についてただしたのに対し、「電気充電式スタンド一基が設置されていたが、先週、業者のほうで撤去済みである。」との答弁があり、委員から、市が管理していたのかをただしたのに対し、「業者からの申請に対し設置の許可をしたもので、料金徴収等の維持管理の全てを業者が行っていたものである。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十一号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二千八十四万二千円を追加し、総額で百八十七億六千四百五十二万二千円とするもので、歳出予算の主な内容は、大塔支所エレベーターの防水修繕五十四万二千円、市税の還付金及び還付加算金の不足による八百万円、災害時に対応した循環式水洗トイレ設置の千二百三十万円を計上するものであり、歳入予算の主な内容は、地方交付税八百七十四万二千円、市債千二百十万円をそれぞれ追加して歳出との均衡を図り、債務負担行為の追加に

については、令和六年度のがん検診の日程確保を早期に行うため、令和五年度中に契約行為に着手するもので、期間を令和五年度から六年度とし、限度額は千五百万円であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、災害対応型のトイレとはどのようなものかをたじたのに対し、「トイレの処理に関しては、生物ろ過及びオゾン滅菌という処理方法を利用している。」との答弁があり、委員から、災害時には大勢の方が使うことになるが、処理が追いつかずに使えない状態にならないかとたじたのに対し、「トイレの処理能力は、標準利回数を一日当たり十五回と想定している。災害対応では、平時と有事という形を考慮しており、平時には大川橋付近の河川敷に設置、有事には孤立地区に運んでの使用を想定している。基本的に、災害時における使用の快適性、質の向上をこのトイレで賄うものである。」との答弁があり、委員から、孤立地区への運搬は可能なのか、十五人しか使えなくて対応できるのかをたじたのに対し、「当トイレは有事の際に孤立した集落にヘリコプター等で空輸するモデルとして設置するものである。」との答弁があり、委員から、事前に簡易トイレを配るほうが費用的にも有効ではないかとたじたのに対し、「紀伊半島大水害のときに、トイレがなくて女性の方が非常に困っておられた。今回のトイレはヘリコプターで空輸が可能だが、より処理能力が大きいトイレの場合、空輸は不可能である。平時には堤防沿いに設置して、そして、災害時には孤立したところに持って行けるものを整備し、快適に利用していただきたいという思いである。」との答弁がありました。また、委員から、災害対応循環式水洗トイレの設置状況及び使用期限についてたじたのに対し、「現在設置しているところはなく、今回新たに一基購入する予定である。通常、十数年程度は使用可能と考えている。」との答弁があり、委員から、市税の還付金及び還付加算金についてたじたのに対し、「修正申告に基づく税額の減額や法人市民税における予定納税額と確定申告後の差額分の還付等である。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「スクールバス置き去り防止装置の設置について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十二日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、議第四十号、議第四十二号、議第四十三号及び議第四十四号の四議案を議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。九番厚生建設常任委員会山口耕司委員長。

○厚生建設常任委員長（山口耕司）ただいま議題となりました議第四十号、議第四十二号、議第四十三号及び議第四十四号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る九月十二日の本会議において当委員会に付託され、十四日午前十時から開会いたしました委員会において提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十号 五條市印鑑条例及び五條市手数料の特例に関する条例の一部改正につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、スマートフォン等の移動端末設備に個人番号カードと同等の電子証明書機能を搭載することが可能となったことに伴い移動端末設備で印鑑登録証明書を取得できるようにするため、また、移動端末設備で各種証明書を取得した場合にも手数料の特例を適用するため、当該条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、条例の一部改正により実際どのように窓口業務が変わるのかをただしたのに対し、「マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載

することができるようになり、マイナンバーカードを持って行かなくても、暗証番号を入力することでコンビニエンスストアで印鑑証明書が取れるようになる。」との答弁があり、委員から、手数料についてただしたのに対し、「窓口では減額はないが、コンビニ交付では手数料の特例で、令和六年三月三十一日まで減額となっている。」との答弁があり、委員から、マイナンバーカードの普及率をただしたのに対し、「八月末現在で交付率は七八・五二パーセントとなっている。」との答弁があり、委員から、マイナンバーカードの再発行についてただしたのに対し、「再発行手数料として千円必要となる。」との答弁がありました。

また、委員から、このシステムの改修に必要な経費についてただしたのに対し、「システム改修については不要である。」との答弁があり、委員から、健康保険証としてマイナンバーカードの利用ができるが、スマートフォン利用の見直しについてただしたのに対し、「来年度には保険証についても登録できるようになると聞いている。」との答弁があり、委員から、五條市において、マイナンバーカードの事務で入力ミスはないのかをただしたのに対し、「現在のところ間違いはない。」との答弁がありました。

また、委員から、スマートフォンをロックせずに紛失した場合に、他人に個人情報漏えいすることがあるのか、また、紛失したスマートフォンが届けられた警察から、マイナンバーで持ち主に返ってくる可能性があるのかをただしたのに対し、「暗証番号の入力が必要なため、万が一紛失しても利用される可能性は低いと思われる。ただし、警察への届出をお願いすることになる。」との答弁がありました。

また、委員から、市民に対する広報についてただしたのに対し、「ホームページ及び広報紙、それから、窓口に来られる方に対しても示していきたいと考えている。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十二号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、同会計で実施する特定健康診査業務について、令和五年度中に契約行為に着手し、令和六年度の健診日程確保を早期に行うため債務負担行為を設定するもので、総額に変更はなく、当該債務負担行為の期間は、令和五年度から令和六年度、限度額は五百六十五万円であるとの当局の説明により了承し、採決を行い、本案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十三号 令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算総額にそれぞれ三千二百十三万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を四十一億五千五百四十三万八千円とするものであり、歳出予算の償還金三千二百十三万八千円は、令和四年度介護保険特別会計の精算による介護給付費及び地域支援事業費に係る交付金の国庫、県費、支払基金への返還金で、歳入予算は前年度繰越金三千二百十三万八千円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、

国、県への返還額をただしたのに対し、「国庫金は一千六百三十五万四千四百六十六円、県支出金は四百二十万三千六百九十八円が返還金額となる。支払基金については、一千百五十七万九千五百六十七円が返還金となる。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十四号、令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、同会計で実施する健康診査業務について、令和五年度中に契約行為に着手し、令和六年度の健診日程確保を早期に行うため、債務負担行為を設定するもので、総額に変更はなく、当該債務負担行為の期間は、令和五年度から令和六年度、限度額は九十五万円であるとの当局の説明より了承し、採決を行い、本案につきましては、全員一致をもって可決すべものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十二日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、討論を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）トイレ休憩のため、十時三十五分まで休憩いたします。

午前十時二十三分休憩に入る

午前十時三十四分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。七番決算審査特別委員
会岩本 孝委員長。

○決算審査特別委員長（岩本 孝）ただいま議題となりました認第一号から認第九号までの九議案につきまして、決算審査特別委員会における
審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月十二日の本会議におきまして、令和四年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が
本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、山口耕司議員、福塚 実議員、窪 佳秀議員、中山俊樹議員、秋本直嗣議員、そして私、岩本 孝の七名が選任
され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、岩本 孝が、副委員長に窪 佳秀委員がそれぞれ互選され、次に審査日
程については、十五日から二十日までの三日間とすること並びに審査方法及び順序について協議しました。

以下、十五日午前十時に開会いたしました当委員会での審査の経過について、その概要を報告いたします。

審査の方法は、まず、各会計の概要説明の後、会計別に審査を行うこととし、審査の順序は、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説
明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進め、最後に総括質問を行いました。

初めに、各会計別の審査を行いました。

議会費については、質疑がありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 ふるさと五條市応援寄附金業務委託料の不用額についてただしたのに対し、「ふるさと納税の金額が一億三千六百二十四万七千円、経費が全体として七千七百八十七万九千六百六十六円、経費を差し引いた収入金額は五千八百三十六万七千八百三十四円である。令和四年度におけるふるさと納税寄附受入額を一億八千万円程度と見込んでいたことなどから、結果として不用額が多くなった。」との答弁がありました。

二 財産管理費の土地借上料について、令和三年度決算額と比べ少ない理由をただしたのに対し、「本町一丁目及び新町三丁目の二か所の公用車駐車場を令和四年九月三十日に返却したためである。」との答弁がありました。

三 公有財産購入費三千七百万円の使用目的等についてただしたのに対し、「土地開発基金からの買戻しで、川端町集会所用地として八百九十三・九五平方メートル、平米単価八千八百八十九円。庁舎北側一千一百五十一・二三平方メートルの土地を平米単価二万六千六十一円で防災災害等対応施設整備事業用地として購入している。」との答弁がありました。

四 路線バス運行維持対策費負担金の不用額についてただしたのに対し、「不用額が出た要因は、国の補正等で国庫補助金のかさ上げがあった結果、市の負担額が減少したことによる。」との答弁がありました。

五 買物等外出代行支援助成金についてただしたのに対し、「コロナの交付金を活用し、買物等の外出を控える方や外出が困難な方の代わりに買物やテイクアウトの引取りに行くなどの事業で、令和四年度の利用実績は延べ九百三十三件である。」との答弁がありました。

六 庁舎跡地等活用調査業務委託料についてただしたのに対し、「委託先は八千代エンジニアリング株式会社奈良事務所。庁舎跡地とイオン五條店の敷地部分を含めた活用の調査業務である。公共施設として必要な機能や配置を検討するにおいて、事業手法やスケジュール等の課題について整理が必要との結果が出ている。今後においても必要に応じて議会に説明し、御意見を伺いたいと考えている。」との答弁がありました。

七 社会振興費の負担金補助及び交付金の不用額七百七十八万三千四百四十円の要因についてただしたのに対し、「主な不用額はスマホ購入補助金の五百三十五万二千三百円であり、補助要件全てに該当する方が少なかったことが原因として考えられる。申請は七十三件であった。」との答弁がありました。

八 地域公共交通利便増進事業評価等支援業務委託料についてただしたのに対し、「委託先は中央復建コンサルタンツ株式会社奈良営業所、五條市の利便増進実施計画に基づき地域交通の改善に向けた状況調査と、西吉野大塔方面の改善に向けたアンケート調査を令和四年度に実施した。」との答弁がありました。

九 五條・十津川地域公共交通活性化協議会負担金についてただしたのに対し、「協議会の構成員は、民間事業者としては奈良交通株式会社、五條二見交通株式会社、三光タクシー株式会社が参画。国と県の機関としては、近畿運輸局奈良運輸支局、奈良県リニア推進地域公共交通対策課、五條警察署、五條土木事務所。住民代表としては五條市自治連合会長、十津川村区長会会長等が参画している。」との答弁がありました。

十 路線バス運行維持対策費負担金の契約先をただしたのに対し、「奈良交通株式会社であり、同社が自主路線として運行する路線バスに対する赤字を補填するための負担金である。」との答弁がありました。

十一 コミュニティバス等運賃相当額負担金の契約先をただしたのに対し、「奈良交通株式会社、五條二見交通株式会社、株式会社野原タクシーである。新型コロナウイルス感染症対策として市民の負担軽減のため、本来、市民が負担する運賃相当額を市が代わりに負担するものである。」との答弁がありました。

十二 路線バス利用推進補助金の契約先をただしたのに対し、「奈良交通株式会社であり、コロナ禍における市民への支援事業として、奈良交通が発行するＩＣカード、ＣＩＣＡに五千円をチャージできるチャージ券を交付するもので、コロナの交付金を使った事業である。」との答弁がありました。

十三 イントラネット機器等保守委託料とイントラネット機器使用料の内容についてただしたのに対し、「市の出先機関と庁内を結ぶ専用回線の機器等の保守と回線や機器の使用料である。」との答弁があり、委員から、ネット回線の一体化という進化の中で効率や費用対効果の観点からこのままの形で継続していくのか、今後見直す機会があるのかについてただしたのに対し、「今後においては、技術の進展等も踏まえながら検証してまいりたい。」との答弁がありました。

十四 携帯電話伝送路管理委託料二百七十七万二千円と自治体情報セキュリティクラウド運営業務委託料の事業内容についてただしたのに対し、「携帯電話伝送路管理委託料は、西吉野町及び大塔町における携帯電話用光ケーブルの維持管理業務で、日常の保守やケーブル移設等の作業に要する経費である。また、自治体情報セキュリティクラウド運営業務委託料は、県下共同利用の奈良県自治体情報セキュリティクラウドというものがあり、インターネット接続時に必ず通る環境の保守運営業務の委託であり、平成二十八年度に奈良県が整備し、県下全市町村が負担金を出資して共同利用しているものである。」との答弁がありました。

十五 ライブカメラ整備業務委託料の契約先と五條東小学校のライブカメラの映像が非常に見にくい状況であることをただしたのに対し、「契約先は、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、扶桑電通株式会社、こまどりケーブル株式会社三者である。立木によって映像が正しく

写っていないことは認識しており、市有地の立木であるので対応を早急に検討してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

十六 福祉タクシー基本料助成委託料についてただしたのに対し、「身体障害者一級、二級で、療育手帳A一、A二または精神障害者保健福祉手帳一級をお持ちの方が対象。料金はチケット制で、一人当たり二十四枚を配布し、初乗り料金を免除するという運用になっている。令和四年度実績は、御希望があった三百四名の方に御利用いただいた。」との答弁がありました。

十七 現在どれだけの方が五條市から他所の養護老人ホーム、養護施設に入所されているのかをただしたのに対し、「七施設に十二名の方が入所されている。」との答弁がありました。

十八 予算要求する中での措置費についての見解をただしたのに対し、「花咲寮の収支について、措置費が入った場合の経営状況を毎月必ず確認し年間収支の状況を見ている。措置費については、今後、指定管理等も考えていく中で正しい予算計上の仕方が必要と考えている。」との答弁がありました。

十九 生活困窮者自立支援金における非課税世帯見込数と実際の給付世帯数の違いと、家計急変世帯数の読みが違った要因をただしたのに対し、「非課税者全員の人数で算定していたが、国の基準では課税者に扶養されている非課税者には給付しないという運用になっていたこと、また、家計急変世帯の条件についてのアナウンスが少し足りなかったことと思われる。」との答弁がありました。

二十 結婚新生活支援補助金、子育て世帯生活支援特別給付金及び出産支援臨時特別給付金の利用者数と不用額についてただしたのに対し、「結婚新生活支援補助金は二名、子育て世帯生活支援特別給付金については、ひとり親世帯二百十世帯、それ以外の世帯が百八十世帯である。出産支援臨時特別給付金は、支給した対象児童が八十名である。不用額八百二十一万八千円の主なものは、子育て世帯生活支援特別給付金六百十五万円、結婚新生活支援補助金百三万四千円である。」との答弁がありました。

二十一 結婚新生活支援補助金の制度の周知に対してただしたのに対し、「年齢が夫婦共に三十九歳以下の世帯で、前年の所得が四百万円未満という条件があり、該当となるのが二件であった。周知については、市内の不動産業者にチラシ配置、市のホームページ、公式LINE等でを行っている。」との答弁がありました。

二十二 結婚新生活支援補助金の年齢制限の根拠についてただしたのに対し、「国の制度にのっとり支給している。」との答弁がありました。

二十三 地域子育て支援拠点事業費の家屋借上料についてただしたのに対し、「月額税込み三十七万八千円で、平成二十九年五月一日から

令和八年三月三十一日までの九年間借りる契約となつてゐる。」との答弁がありました。

二十四 五條市子育て支援センターはつびいの講師料の在り方についてただしたのに対し、「毎週水曜日と木曜日の『はつびいにあつまれ』というイベントの講師料である。年間何回開催しても五千円ということで、少ない講師料ではあるが、多くの方に講師に来ていただけるよう工夫して取り組んでいる。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

二十五 南和広域医療企業団負担金において、過疎債の負担をただしたのに対し、「負担金二億四千四百八十八万六千六百六十一円に対し、財源として充当した過疎債は千三百二十万円であり、その他県補助金として二千九十一万一千円の歳入がある。」との答弁がありました。

二十六 南奈良総合医療センターのように、県と共同で病院運営をしている自治体は県南部にしかないが、五條市の負担割合についての考えをただしたのに対し、「組合議会の運営会議で五條市の意見をしっかりと述べていきたいと考えている。」との答弁がありました。

二十七 休日救急診療委託料についてただしたのに対し、「市内の医療機関で実施している在宅輪番診療に伴う委託料で、一回につき十万円、年末年始十八万円の単価を支払っている。」との答弁がありました。

二十八 応急診療所受診者の三分の一が市外からの受診者という現状において、市外の方の診療費の在り方についてただしたのに対し、「診療費は診療報酬に基づきお支払いいただいているので、市外の方も同一となつてゐる。しかしながら、市の負担については今後しっかりと調査研究してまいりたい。」との答弁がありました。

二十九 小児深夜診療負担金についてただしたのに対し、「小児深夜帯の一次救急のため、中南和の自治体と県が負担して小児科の一次救急に対応できる体制になつており、負担金は橿原市に支払つてゐる。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

三十 きすみ広場の賃借料が林業費となつてゐることについてただしたのに対し、「林業構造改善事業という補助金を使い整備したことによる。管理は西吉野支所が行つており、面積は約五千六百平方メートル、平米単価約三百円で平成五年から借りてゐる。」との答弁がありました。

三十一 賃借料として払い続けてきた金額が約五千二百二十万円となるが、きすみ広場の利用状況についてただしたのに対し、「令和四年度は三百二十七名の利用があつた。」との答弁がありました。

三十二 県営一般農道整備事業と県営畑地帯総合整備事業の場所等についてただしたのに対し、「場所は両事業とも西吉野町湯塩塩地内であ

る。県営一般農道整備事業は新設の道路である。」との答弁がありました。

三十三 新規雇用就農者応援補助金の事業内容等についてただしたのに対し、「令和四年度から始まった市単独事業で、四十九歳以下の方に対し資格や物品購入に要した費用の一部を助成するものであり、上限額は三十万円で三名の方の申請があった。」との答弁がありました。

三十四 経営発展支援資金の事業内容等についてただしたのに対し、「令和四年度から始まった事業で、経営開始資金と合わせて新規就農者育成総合対策となる。認定新規就農者の四十九歳以下の方で、機械や施設等の購入・リースが対象となり、上限額は一千万円である。」との答弁がありました。

三十五 ため池劣化状況調査業務委託料の調査内容等についてただしたのに対し、「四十二か所の状況調査を実施している。堤体等に漏水や変形等がないかを目視により調査し、さらに堤体の断面形状等を測定し、断面の欠損率等を算出して健全度の判定を行うものである。」との答弁がありました。

三十六 林産物加工施設費の不用額が出た要因についてただしたのに対し、「製材とチップを主に事業展開してきたが、令和四年度からはチップを中心とした事業に切り替えたため、原木の購入費が不要となったことが要因である。」との答弁がありました。

三十七 林産物加工施設費の利益についてただしたのに対し、「職員一名の人件費等を差し引いて約四百八十万円の赤字となる。」との答弁がありました。

三十八 林道整備費委託料の不用額が出た要因についてただしたのに対し、「当初の積算を精査し設計で安くなったことと、請負差金による。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

三十九 きすみ館費の使用料及び借地料についてただしたのに対し、「面積は五千四百十九・一八平方メートルで、七十一万七千円を支出しており、平米単価は百三十二・三二円である。平成五年の途中から約三十年間払い続けている。」との答弁がありました。

四十 きすみ館が休館になって七年目となり、約五百万円が何も営業しないうちに使われている。この土地を返却する場合の条件についてただしたのに対し、「契約は五十年間の地上権設定となっている。当時の現状に返しての返却する条件となっている。」との答弁がありました。

次に、土木費についてであります。

四十一 補償補填及び賠償金の供託金についてただしたのに対し、「供託金については、本人のものであるという立証ができなかったこと

から取下げをさせていただいた。」との答弁がありました。

四十二 大規模盛土造成地における第二次スクリーニング計画策定業務負担金について、住宅耐震化事業等を行うに当たり、大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画を策定し、危険な場所がないかの調査を奈良県において一括発注を行ったものに対する負担金である。」との答弁がありました。

四十三 五條市空き家対策事業にかかる現地調査業務委託料の成果品等について、現地調査に関して奈良県建築士会と協定を結んでおり、七件の調査を行った。調査結果を受け除去する部分に補助を行っている。」との答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

四十四 戸別配布業務委託料の成果品と配布方法、そして、全戸に配布できているのかをただしたのに対し、「防災啓発冊子を新聞折込と郵送で配布している。また、市のイベント等での配布や市役所東玄関サイネージ下のラックに入れさせていただいている。」との答弁がありました。

四十五 水防費の樋門樋管操作員の報償費の不用額について、災害による操作員の出勤がなかったことによる。全体で一人十時間を見込んでいた。」との答弁がありました。

四十六 防災行政無線において、正午に時報を兼ねたものを流すなどの有効活用について、市民からの要望に添えてくれるのかをただしたのに対し、「時報等は防災行政無線に関してそれが有意義なものかを検証する必要がある。今後も防災行政無線を地域の方々の安全安心を守っていく手段の一つとして利用していきたいと考えている。」との答弁がありました。

以上、午後三時四十分を終了し、延会としました。

十九日午前十時に各会計別の審査を再開しました。

次に、教育費についてであります。

四十七 スクールバス運行委託料について、五條二見交通株式会社、株式会社野原タクシー、株式会社あすかの三者である。株式会社あすかは、事業所が大淀町にある市外業者である。」との答弁がありました。

四十八 学校適正化事業の中のスクールバス運行委託料について、北宇智小学校と五條東小学校の統合に関し、児童を対象としたスクールバスの試走と児童の交流会用のバス運行委託料である。委託先は五條二見交通株式会社である。」との答弁がありました。

四十九 サイエンススクール業務委託料について、子供たちが興味、関心を抱けるような理科活動、科学的な活動を通

して理科好きの子供や算数好きの子供に育てるということで、奈良教育大学の理数教育研究センターの松山教授を中心にお願いをしている。理科の実験、生物的な観察、算数の講座を中心に夏休みに開催している。」との答弁がありました。

五十 抗菌・抗ウイルス処理業務委託料についてただしたのに対し、「光触媒と銀イオンを組み合わせた抗菌・抗ウイルス塗布剤を散布するものであり、こども園三園の保育室、トイレ、手洗い場等のコーティングをしている。業者が数値的な抗菌効果のデータを取っており、日頃の先生方の感染対策の負担軽減のために実施した。」との答弁がありました。

五十一 抗菌作用は二週間程度のものではないかと思われるが、百九十六万九千円の経費をかけてその抗菌効果はどれだけ継続するのかをただしたのに対し、「何年か継続して効果があるものと認識している。」との答弁がありました。

五十二 高等学校費において、五條市が西吉野農業高等学校に対しどれだけ市が負担しているのかをただしたのに対し、「高等学校にかかる歳出費用のうち、約半数は国の地方創生交付金を活用し事業を執行している。また、県を通じ農業教育に係る別の補助金なども活用している。」との答弁がありました。

五十三 ICT支援員業務委託料の業務内容と委託先についてただしたのに対し、「ICTに係る日常的な教職員の事業計画の作成や様々な事業活用をサポートするもので、委託先は扶桑電通株式会社である。」との答弁があり、委員から、毎年委託しなければならない理由をただしたのに対し、「タブレットが導入され、一人一台で授業を行っている。様々なところで事業活用を進めICTを使った事業がどんどん活発になっている。その際にICT支援員のサポートが必要である。」との答弁がありました。

五十四 スクールバス運行委託料において小・中学校の統廃合に伴い安価になっていると考察するが、三者との契約金額、台数等についてただしたのに対し、「五條二見交通株式会社は八ルート分八台で総額四千二百八十八万一千八百七十二円。株式会社野原タクシーは三ルート分三台で総額一千二百五十三万六千七百七十円。株式会社あすかは二ルート分二台で総額一千二百二十八万七千五百八十四円となっている。入札方法は条件付一般競争入札である。」との答弁がありました。

五十五 スクールバス運行委託料における交付税措置についてただしたのに対し、「交付税措置は一台当たり六百八十万円程度算入されている。スクールバス十三台とすると交付税の基準財政需要額として総額約八千八百万円算入されている。」との答弁がありました。

五十六 補償補填及び賠償金の延滞金についてただしたのに対し、「令和三年度の五條幼稚園ガス代支払遅延、桜花寮電気代支払遅延による延滞金である。」との答弁がありました。

五十七 図書購入費において、一人当たりの購入額についてただしたのに対し、「小学校は一人当たり約四百四十四円、中学校は一人当たり約

四百五十七円となる。」との答弁がありました。

五十八 外国青年招致事業費の具体的な事業内容等についてただしたのに対し、「JETプログラムという名称で外国青年を日本に誘致し、小・中学校等で外国語教育または国際交流事業に活用するというプログラムである。決算の内訳は、四名の外国語担当教員を雇用しており、主に報酬である。」との答弁がありました。

五十九 問題を抱える子ども等の自立支援事業委託料の事業内容と実績についてただしたのに対し、「学校に行きづらい児童生徒などを対象に、一泊二日の野外活動を通じ自己治癒力の回復や立ち直りの手助けを目的とする事業である。曾爾村にある国立青少年自然の家で実施し、保護者五名、児童生徒八名、合計十三名の参加があった。委託先は適応指導教室野外活動推進委員会である。」との答弁がありました。

六十 天然記念物食害対策業務委託料の業務内容と実績についてただしたのに対し、「大塔町殿野の造林地の周囲に高さ一・八メートルの柵を設置し、ヒノキの苗木をカモシカの食害から守るものである。」との答弁がありました。

六十一 保健体育振興費の各種大会出場補助金の規定等についてただしたのに対し、「補助金要綱により、個人は一万円、団体は十万円が限度額である。対象は全国大会等であり、近畿大会も含むものである。近畿大会の場合、上限が三千円となる。」との答弁がありました。

次に、災害復旧費、公債費及び予備費についての質疑はありませんでした。

次に、一般会計歳入についての審査を行いました。

六十二 火葬場使用料、動物炉使用料についてただしたのに対し、「火葬場使用料は、市内が五百四十四件で一千六百六万円、市外が四十四件で五百二十八万円。動物炉使用料は、市内が百六十二件で二百六十八万円、市外が一件で二万円であった。」との答弁がありました。

六十三 野原東住民センター運営費補助金と五條市人権総合センター運営費補助金の差額についてただしたのに対し、「五條市人権総合センターは隣保館と児童館との複合館、野原東住民センターは隣保館の単独となっている。隣保館等運営補助金要綱において、館長が児童館長と隣保館長を兼務している場合、補助率に違いがあり、そのため五條市人権総合センターの補助金が野原東住民センターより少額となっている。」との答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計についての審査を行いました。

六十四 実質収支額二千七百八十五万九千二百八十二円は国民健康保険財政調整基金に含まれているのかをただしたのに対し、「基金に実質収支額は含まれていない。剰余金を基金に積み立てない場合は、前年度繰越金として次年度会計の収入とし予算の財源として活用している。」との答弁がありました。

次に、墓地事業特別会計についての審査を行いました。

六十五 役務費の手数料六十六万一千円についてただしたのに対し、「新墓地の通路を含む墓地内の清掃手数料等である。管理の行き届いていない墓地等については墓地内に看板を設置し、草等の適正な処理を呼びかけている。」との答弁がありました。

次に、介護保険特別会計についての審査を行いました。

六十六 実質収支額八千八百七十五万四千八百四円は介護保険財政調整基金に含まれているのかをただしたのに対し、「基金には含まれていない。前年度繰越金として、翌年度に国庫等への返還した後には積立金とする予定である。」との答弁がありました。

次に、大塔診療所特別会計についての審査を行いました。

六十七 一人当たりの実質診療費についてただしたのに対し、「診療報酬の一人単価は約一万五百九円である。」との答弁がありました。

六十八 五條市民以外の一人でも多くの方が受診できる体制についてただしたのに対し、「現在も十津川村、野迫川村の方々の受診はあり、僻地であるので、共に協力し受診環境を整えたいと考えている。」との答弁がありました。

農業集落排水事業特別会計については、質疑がありませんでした。

次に、後期高齢者医療特別会計の審査を行いました。

六十九 実質収支額七十九万二百円をどのように管理するのかわかしたのに対し、「この決算剰余金は、前年度繰越金として令和五年度会計の収入とするものである。」との答弁がありました。

財産に関する調書については、質疑がありませんでした。

次に、企業会計についてであります。

初めに、水道事業会計についてであります。

七十 水道事業会計は黒字であったのかをただしたのに対し、「五條市水道事業損益計算書にある当年度純利益四百六十三万五千三百八十四円、これが令和四年度の成績でいわゆる黒字である。」との答弁がありました。

七十一 基金についてただしたのに対し、「利益剰余金の部が基金に相当し、減債積立金で一億七千四百五十五万八千円、建設改良積立金で一億三百六十五万九千七百八十四円、当年度純利益と前年度から繰り越した四十九万七千五百五十円の未処分利益剰余金、全てを合わせて二億八千三百三十五万七千四百十四円となる。」との答弁がありました。

七十二 開発業者からの分担金残高についてただしたのに対し、「期首の一億六千九百九十三万一千九百六円から今年度の分担金一千五百

十七万円を利益勘定に振替えした結果、期末残高は一億五千四百七十六万一千九百六円である。内訳は、エルベタウンに係る負担金が九千五百二十三万八千九百六円、北智智工業団地関連が五千九百五十二万三千八百十円である。」との答弁がありました。

七十三 漏水している石綿管の交換の進捗についてただしたのに対し、「令和四年度の石綿管交換の実績はゼロである。残りは三千七百三十二メートルである。」との答弁がありました。

次に、下水道事業会計の審査を行いました。

七十四 下水道事業会計は黒字であったのかをただしたのに対し、「令和四年度は、当年度純利益五千七百五十五万五千九百九十八円を計上しており、黒字である。」との答弁がありました。

七十五 基金についてただしたのに対し、「下水道事業では基金の積立ては行っていないが、当年度末残高四千八百七十六万八千二百四十六円が基金に相当する額になる。」との答弁がありました。

以上が各会計の審査の概要であります。

次に、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 JR和歌山線の運休状況についてただしたのに対し、「運休実績をJR西日本に確認したが、整理したデータがないということであった。」との答弁があり、委員から、JR和歌山線の運休時に、大和二見駅に列車が止まっていることで新町踏切が閉まったままであったことをただしたのに対し、「JR西日本に問い合わせたが、具体的な日時が分からないということを確認できなかった。このような場合は、各踏切の掲示板に記載のあるフリーダイヤルかJR西日本お客様センターに問合せをしていただくことになる。令和四年度から五條市地域公共交通会議の委員にJR西日本も加わっており、改善に向けての継続的な意見交換等を行いたい。」との答弁がありました。

二 認定こども園の看護師の勤務状況をただしたのに対し、「現在、ゆめこども園の看護師は不在で、必要に応じ他園の看護師を派遣しており、看護師配置に向け求人を行っている状況である。」との答弁がありました。

三 小・中学校の養護教諭の現状についてただしたのに対し、「養護教諭は、公立小・中学校の各校に一名が配置されており、県費負担教職員である。」との答弁があり、委員から、児童生徒数による規定があるのかをただしたのに対し、「小・中学校の養護教諭の配置については、公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員定数の標準に関する法律で定められており、全学年で三学級以上の小・中学校に配置が必要となっている。」との答弁がありました。

四 中央公園の遊具の現状についてただしたのに対し、「小さいほうのふわふわドームがコンプレッサー故障のため休止している。しっかりと確認し速やかに対応を進める。」との答弁がありました。

五 五條中学校中庭に浸水があったが、避難場所でもあり東浄川への水路を広げるなどの対策についてただしたのに対し、「豪雨に備え土のうを準備するなどの安全対策を、学校や市関係部局と連携して取り組んでまいりたい。また、学校安全対策マニュアルに浸水対策や避難行動についても盛り込むように学校に指示してまいりたい。」との答弁がありました。

六 大津相谷線整備の進捗についてただしたのに対し、「大津相谷線は三工区に分けて工事発注しており、一工区は既に完了し、二工区、三工区も発注済みで、令和六年三月末完成を目指して事業を進めている。」との答弁がありました。

七 奈良県大規模広域防災拠点について、知事が交代してから何も説明がなく、地元の方々の今後への不安は大きいものがある。県への要望などについて考えをただしたのに対し、「新知事になられて事業の見直しがあり、知事本人が現地確認をして今後どうするかを検討すると聞いている。どのような形になるのか情報を待ちたいと同時に地域の声を県の担当課に上げてまいりたいと考えている。」との答弁がありました。

八 通学路における水路、歩道の整備について、草等の障害物で歩けない場所がないのかをただしたのに対し、「道路へのグリーンベルトの塗装、注意喚起の看板等の設置など関係機関と連携して安全対策を講じている。五條市通学路安全推進協議会を設置し、道路管理者や警察など多くの関係機関に参画いただき、学校や地域から連絡のあった危険箇所の合同点検を行っている。」との答弁がありました。

九 コミュニティバスとデマンドタクシーの費用と利用者数をただしたのに対し、「コミュニティバスの運行費用は六千九百九十二万六千二百五十五円、人数は十万四千九百九十二人である。ゴーちゃんタクシーの運行費用は三千六百七十四万六千九百七円、人数は一万五千六百四十九人である。」との答弁がありました。

十 自宅付近から目的地までの公共交通の実現についてただしたのに対し、「現状において導入はできないと考えている。」との答弁がありました。

十一 西阿田から大野新田に向けての市道新設の進捗状況についてただしたのに対し、「仮称東阿田西阿田線の道路計画は完了しているが、排水処理、あるいは工事費が膨大になる等の問題があり、現状難しいと考えている。」との答弁があり、委員から、用地交渉の状況をただしたのに対し、「道路計画はできているので、地権者の方にある程度の事業の説明、用地買収の説明はさせていただいている。」との答弁があり、委員から、角川の排水の解消についてただしたのに対し、「角川の状況は、大雨が降ると常に満水状態となり、改修は川幅を広げる工事

となるため用地買収等も関係してくる。現状、市単独の工事は大変難しいと考えている。」との答弁がありました。

十二 廃屋となった空き家において、木が生い茂って大変困っている方がいるが、五條市空家等の適正管理に関する条例に基づき行動しているのかをただしたのに対し、「実際に多くの空き家が管理不適切な状態であるという社会問題に対応すべく施行された条例である。財産権が憲法で保障されているが、優先すべきは市民の生命、財産であるという認識のもと、適正な執行を進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、この条例に従い文書で相手に通知したのかをただしたのに対し、「登記上所有している法人に対し、令和四年五月十二日に文書で通知している。」との答弁がありました。

十三 林産物加工施設の赤字の要因についてただしたのに対し、「大きな要因としては人件費である。令和四年度に限っては、チップの生産だけに絞る生産性の向上を図ったが、原木の調達がうまくいかず生産性が伸びなかったことも一つの要因である。」との答弁がありました。

十四 きすみ広場の借上げに要した総金額についてただしたのに対し、「これまで支払った土地借上料は、平成五年から令和五年末までの五千二百六十四万二千二百円である。」との答弁があり、委員から、土地を路線価で計算した場合の買取価格をただしたのに対し、「路線価から推察すると三千七百七十万円程度である。」との答弁があり、委員から、今後も継続して払い続けていくのかをただしたのに対し、「若者から老人まで健康増進と親睦を図るという趣旨で山村広場が設置され、当時の西吉野村では借地ということで事業を進めてきたが、今後については状況の変化もあることから、地主との再度の値段の交渉に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

十五 きすみ館の土地借上料をただしたのに対し、「平米単価は百三十二・三二円で、借受日は平成五年十一月一日である。三十年間で二千七百七十四万四千円を支払っている。」との答弁があり、委員から、土地を路線価で計算した場合の買取価格をただしたのに対し、「路線価から算出すると、三千五百九十万円程度である。」との答弁があり、委員から、休館後何年になるのかをただしたのに対し、「七年目を迎えている。」との答弁があり、委員から、返還する場合の契約の条件をただしたのに対し、「契約書に建物を除去して所有者に返すという条項がある。ただし、所有者がその状態を容認した場合、現状で返すことも可能となっている。」との答弁がありました。

十六 きすみ館を再度開館する意思があるのか、周辺一帯を整備していく考えがあるのかをただしたのに対し、「きすみ広場の借地料は高額なため、少しでも安くしていただけるよう値段交渉を継続したいと考えている。ただし、お金で買えない部分、西吉野の方々がグラウンドゴルフなどいろいろなことに取り組まれており、やはり必要な施設と考えている。例えば、値下げ交渉がだめだとしても、きすみ広場をなくすという考えはない。きすみ館においても、当初の三年目から赤字であったこともお聞かせいただいた。市長就任時に全部の施設を視察した

際に、ここをやるかやらないかは非常に難しいと感じた。西吉野の地域審議会においても、当然やってほしいというお話もあれば、将来的に厳しいのではという御意見もあった。そのような中でいろいろなことを踏まえながら状況をしっかりと見据え、今後、再開するにしてもいいにしても、もう少し時間を頂いて考えてまいりたい。」との答弁がありました。

十七 閉館となっているこんぴら館の今後の取組についてただしたのに対し、「この三月に条例を廃止し、国に倉庫利用ということで承認をいただいている。」との答弁があり、委員から、集客が難しく、飲料水の問題も大きな要因ではあるが、今後についてただしたのに対し、「こんぴら館において何が一番いいのかを検討した中で、まず売却ができないということがある。また、用途を変更し公募をして誰かに貸すこともできると聞いているが、個人がやるのか企業がやるのかは別として、利益を得るといいということがいいのかどうかという問題もあり、しっかりと精査したうえでやらせていただきたいと考えている。水の問題もあり、道路がカーブしており非常に危険ということもある。そういった中でしっかりと協議しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。

十八 都市公園並びに市立公園、また児童遊園地等の刈り草の処分の方針についてただしたのに対し、「集積した草をごみ袋に詰めて搬送して処分するものである。」との答弁があり、委員から、都市公園と児童公園の草刈りの平米単価の違いについてただしたのに対し、「児童遊園地は年間を通じて一律二万円であり、これまでの慣例によるものである。」との答弁があり、委員から、高齢化が進展し、また自治会離れが激しい中、公園の管理について市の考えをただしたのに対し、「高齢化や草刈り機の安全面での問題もある中で、手を挙げてくれる自治会には、当然、料金の見直しは必要だと考えている。難しいところには、草刈り専属で登録してもらえような団体を作り、協力支援してもらえないかと考えている。」との答弁がありました。

十九 喫煙場所の設置より前に職員に禁煙を勧めるほうが先ではないかとただしたのに対し、「受動喫煙防止の観点から、庁舎敷地内に健康増進法による設置に必要な措置がとれる適地がなかったため、主庁舎の敷地外の一帯に設置したものである。」との答弁がありました。

二十 今井島台工業団地の用地売却についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会において、五條中央公園の駐車場として島のグラウンドは不要ということで、当初買戻しの予算を減額補正し、議会の承認を得たものである。その後、市に事業の予定がないことを確認し売却を進めた次第である。」との答弁があり、委員から、最低落札金額の公表を決めた理由と入札者数についてただしたのに対し、「今回の入札は条件付一般競争入札で一者の入札があった。一般競争入札の場合は一者でも可能である。」との答弁がありました。

二十一 シダーアーリーナの裁判、備品購入と談合事件についてただしたのに対し、「備品購入における一連の入札に関し不正があり、令和

三年十一月三十日に、Mほか十名を被告として、奈良地方裁判所五條支部に損害賠償請求の訴えを提起したものである。

損害賠償の対象備品は十五品目、損害賠償債権金額は三千百六十四万七百七十二円である。令和四年九月十二日に第一回口頭弁論が行われ、令和四年九月三十日に債権仮差押命令申立書を同支部に提出している。債務者Mの保釈保証金を令和四年十月十二日に仮差押えていたが、令和五年一月十八日、被告本人の財産であるとの確定ができず、供託する原因が消滅したため、法務局に納付していた供託金二百万円の返還を受ける手続を行ったところである。民事訴訟に勝訴するため、落札率の立証や共同不法行為、使用者責任等々について、弁護士とも相談しながら相手方と争っているところである。」との答弁がありました。

以上が審査の概要であり、質疑終了後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本件は、全員一致をもって認定すべきものと決定しました。

なお、本委員会の審査日程は二十日までとなっておりますが、審査が全て終了いたしましたので、十九日午後五時二十六分に閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、討論を省略することに決しました。

これより、本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

○議長（吉田雅範）昼食のため、一時まで休憩いたします。

午前十一時三十分休憩に入る

午後零時五十八分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、同第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）同第四号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程頂きました同第四号、五條市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。教育委員会委員のうち井本誓晃委員の任期が本年九月二十九日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

井本氏は、皆様も御存じのとおり、現在教育委員会委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として適任者であります。

議員各位には御理解を頂きまして、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、同第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）同第五号 五條市監査委員の選任について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程頂きました同第五号、五條市監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任されている竹田和彦委員が本年九月三十日をもって任期満了となるため、その後任を選任するに当たり同意を求めらるるものであります。

後任として、河村康友氏をお願いしようとするものであります。

河村氏は、昭和五十二年から平成二十八年までの長きにわたり五條市に奉職し、すこやか市民部長、あんしん福祉部長を歴任され、本市の財務、事業の経営管理、その他行政運営についてよく把握されておられます。

退職後、社会福祉法人五條市社会福祉協議会常務理事を務められ、現在は住民に身近な相談役である行政相談委員としても熱意をもって取り組んでおられます。

人格が高潔で、豊富な経験と行政運営に関し優れた識見を有し、公正で効率的な行政の確保を使命とする監査委員として適任であると考え

ております。

なお、任期は令和五年十月一日からの四年間であります。

議員各位には、御理解を頂きまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、同第五号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第六、同第六号から同第二十四号までの十九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）同第六号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第七号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第八号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第九号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十一号 五條市農業委員会委員の任命について。

- 同第十二号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十三号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十四号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十五号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十六号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十七号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十八号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十九号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第二十号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第二十一号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第二十二号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第二十三号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第二十四号 五條市農業委員会委員の任命について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程頂きました同第六号から同第二十四号までの十九議案につきまして、いずれも五條市農業委員会委員の任命についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

五條市農業委員会委員十九名の任期が令和五年十一月二十六日をもって満了するため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求めらるものであります。

お手元の名簿を御覧頂きたいと思っております。

同第六号は、西岡直美氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、農地保全のため御尽力を頂き、また女性の視点から御活躍頂ける方でありまして、

次に、同第七号は、川井一太郎氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、営農に関する見識を有しているほか、地域農業の発展のために御尽力を頂いております。

次に、同第八号は、中村正和氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域の柿の振興など農業発展のために御尽力を頂いております。

次に、同第九号は、窪田 裕氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、地域の農地の維持管理、農業後継者の育成、野生鳥獣被害対策に御尽力を頂いております。

次に、同第十号は、寺本保英氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、また五條市土地改良区の理事長としても広い見識を有しております。

次に、同第十一号は、辻井 博氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、地域の農地の維持管理、農業後継者の育成のために御尽力を頂いております。

次に、同第十二号は、宮尾憲明氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域の柿・梅・びわの振興など農業発展のため御尽力を頂いております。

次に、同第十三号は、西本光治氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、地域の農業の発展、農地保全のため御尽力を頂いております。

次に、同第十四号は、南 芳秋氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、地域の農業の発展、農地保全のため御尽力を頂いております。

次に、同第十五号は、和田全啓氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、地域の農業の発展、農地保全のため御尽力を頂いております。

次に、同第十六号は、井上伸浩氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、地域の農地の維持管理、農業後継者の育成、野生鳥獣被害対策に御尽力を頂いております。

次に、同第十七号は、小原加代子氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、地域の農業の発展、農地保全のため御尽力を頂き、また女性の視点から御活躍頂ける方であり
ります。

次に、同第十八号は、北山 徹氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、地域農業の発展に御尽力を頂いております。

次に、同第十九号は、北田哲也氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域の柿・梅の振興など農業発展のため御尽力を頂いております。

次に、同第二十号は、東 秀一氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農地利用最適化推進委員として、地域の農業の発展、農地保全のため御尽力を頂いております。

次に、同第二十一号は、和田谷好司氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、地域の柿・梅の振興のため御尽力を頂いております。

次に、同第二十二号は、辻内稚賀氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は奈良県指導農業士として青年農業者の育成、農村環境づくり等に御尽力を頂いております。また女性の視点から御活躍頂ける方でありま
す。

次に、同第二十三号は、吉田文子氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として地域農業の発展に御尽力を頂いております。また女性の視点から御活躍頂ける方でありま

す。次に、同第二十四号は、福面忠文氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は、事業をされながら、本市の農地利用最適化推進委員として地域の農業の発展、農地保全のために御尽力を頂いております。

いずれの方も農業に関する高い識見を有し、人格識見共にすぐれ、農業委員会委員として適任であると考えております。

なお、任期は、令和五年十一月二十七日から令和八年十一月二十六日までの三年間となります。

議員各位には、御理解を頂きまして、御賛同賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願
いいたします。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

「「なし」の声あり」

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本十九議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本十九議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本十九議案は、原案のとおり同意されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第七、同第二十五号から同第三十一号までの七議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）同第二十五号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第二十六号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第二十七号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第二十八号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第二十九号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第三十号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第三十一号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程を頂きました同第二十五号から同第三十一号までの七議案につきまして、いずれも五條市政治倫理審査会委員の委嘱についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

五條市政治倫理審査会委員七名の任期が本年九月三十日をもって満了するため、その後任を委嘱するに当たり、議会の同意を求めるもので

あります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思えます。

同第二十五号は、石田榮仁郎氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は近畿大学名誉教授で、現在、弁護士をされており、本市の情報公開審査会及び個人情報保護審議会の会長を務めていただいております。

次に、同第二十六号は、河田智樹氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は立命館大学講師で、弁護士をされており、本市の不当要求行為等審査会委員を務めていただいております。以上のお二人は、政治倫理の審査に関して専門的知識を有しておられます。

次に、同第二十七号は、辻 信彦氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は、本市の元職員であり、地方自治、行政事務に精通しております。

次に、同第二十八号は、間林耕司氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は、司法書士で、本市の公平委員会委員を務めていただいております、行政事務にも精通しております。

次に、同第二十九号は、岡 伸子氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は、自営で農業をされており、広い見識を持ち、女性の視点から御活躍頂ける方です。

次に、同第三十号は、福谷健夫氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は、長年にわたり奈良県職員として行政事務全般に豊富な知見を有し、特に本市の主要な産業である農林業に精通しております。

次に、同第三十一号は、新たに中 純宏氏をお願いいたしたく存じます。

同氏は、会社役員、またNPO法人の理事長も務めており、広い見識を有しております。

以上、五人は本市の選挙権を有しておられる方々であります。

今回、選任同意をお願いいたしました七人の方々には、人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ、公平公正な判断を必要とする政治倫理審査会の委員として適任であると考えております。

なお、任期は、令和五年十月一日から令和七年九月三十日までの二年間でございます。

議員各位には、御理解を頂きまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願

いをいたします。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本七議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本七議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本七議案は、原案のとおり同意されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第八、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）発議第六号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出します。

令和五年九月二十七日提出

提出者	五條市議会議員	山口 耕 司
賛成者	同	岩 本 孝

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明を求めます。九番、山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可を頂きましたので、ただいま上程されました発議第六号、下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の五類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後、起こり得る感染のピークや傾向を把握するためにも、また新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランス（疫学調査）を全国の地方自治体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がり傾向をつかむことはできない。しかし、下水サーベイランスを活用すれば、その地域の見えない感染を見える化でき、感染の初期段階から医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和四年度に実施した下水サーベイランスの活用に関する実証事業でも、その結果報告において、「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある。」と明記されたところであるが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一 令和五年九月一日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方自治体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第九十九条に基づき意見書を提出する。

令和五年九月二十七日 提出

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

「「なし」の声あり」

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

なお、採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（吉田雅範）次に日程第九、選第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）選第二号 議会改革特別委員会の構成の変更と委員の追加について。

五條市議会条例第六条第一項の規定により、委員の選任を行う。

令和五年九月二十七日 提出

五條市議会

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。より活発な委員会活動を通じて当面する議会改革における諸問題に積極的に対応するため、六名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を七名の委員をもって構成することにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会は七名の委員をもって構成することに決しました。

なお、委員の追加選任につきましては、委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名いたします。

念のため、事務局長に氏名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議会改革特別委員会、吉田 正、山口耕司、大谷龍雄、藤富美恵子、吉田雅範、岩本 孝、秋本直嗣。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 動議でございますけれども、先日より報道されております五條市障害者施設の虐待等があったと市が認定した件についてでございます。これは全国的に幅広く報道されており、また議会としても認知しておくべきことだと思っておりますので、同意のうえ、日程に追加し、直ちに発言を許されることを望みます。

○議長（吉田雅範） ただいま山口議員から緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、直ちに発言を許可されたいと申し出がありました。

よって、山口耕司議員の緊急質問を議題とし、採決いたしたいと思います。

なお、この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。緊急質問を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。

よって、山口耕司議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可することが可決されました。

○議長（吉田雅範） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後一時二十九分休憩に入る

午後一時五十九分再開

○議長（吉田雅範） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範） 九番山口耕司議員の発言を許します。九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 議長から緊急質問のお許しを頂きましたので、五條市障害者施設の虐待があったと市が認定したことについて緊急の質問を

させていただきますので、分かっている範囲で結構でございますので、御答弁頂きたいと思えます。

このことは、先日の新聞により明らかにしたわけでございますが、この虐待に対して、市が知った、また報道に至ったその経緯、経過についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

経緯、経過につきましては、市といたしましては、通報を受けまして、それから聞き取り調査を行っております。調査の結果、不適切な対応があったということを確認した次第です。

以上です。

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）御答弁頂きましたが、一問一答でよろしいですかね。聞き取り調査をしていただいたというわけでございますけれども、どこに対して聞き取り調査をされたのか。いわゆる事業者、そしてまた職員、そしてまたその実際に被害に遭われた方、保護者の方、一体誰に聞き取りされたんですか。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）通報を受けました当該施設の職員等に聞き取りをさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）通報があった、職員から通報があったということですね。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）通報は別です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そういった方から通報があつて、聞き取りを職員にされたということ、今、職員と言われましたよね、誰から聞き取りをされたんですかと、職員であるのか、いわゆる保護者の方であるのか、障害を持っておられる入所されている方から聞いたのか、その辺を教

えてもらえますか。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）はい、一応その通報の内容によりまして、その関係する施設の職員の方であったり、関係の方に聞き取りをさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この関係のある方の通報がいつごろあって、今回、この認定に至ったわけですか。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）市が通報を受けまして、認識いたしましたのが六月末でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる認定するのにはそれぐらい、いわゆる三か月もの期間が要したということと思うんですけども、以前からこういうのは常習的に行われておったのではないかと私は考えます。この通報があつて三か月、調査に要したと思うんですけども、もう少し早く取り組むことはできなかったんでしょうかね。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）お答え申し上げます。

通報を受けて素早くというのはあるんですが、相手もあることですし、その該当する施設によつては、時間を取つてゆつくりとお話を聞かせていただいて、そして、正確な聞き取りをさせていただくということで、今回は三か月という期間を要した次第です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そういったことがあつて、これほとんどの新聞は奈良版に掲載されておる記事を手したわけでございますけれども、インターネットで見えますと、いわゆる共同通信社が配信しております、そこから各地方紙のいわゆるデジタル版と申しますのかな、そういったところから発信されております、中国新聞であったり、静岡新聞等、全国各地にこういういった情報が流れております。

そういった中で、この五條市の対応というのが注目されておりますが、この五條市があすなる園に対してのいわゆるやっていたかなならん責務というのはどの辺が関与しているんでしょうか、教えてもらえますか。

○議長（吉田雅範） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 今後の市の対応でよろしいでしょうか。

○議長（吉田雅範） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 今まで五條市がその施設と関わってきた内容、どの辺で関わってきたのか、補助金はそんなについてないと思うんですけども。

○議長（吉田雅範） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 障害者施設に関しましては、高齢者、障害者とかいろんな施設があるんですけども、その種類によっては、県が関わるものであったりとか、市で関わるものがあります。法人に対しましては法人監査というものがありまして、それをさせていたで、年に一回させていただきまして、もし不適切なところがあれば指導させていただくことはしております。補助金等はございません。以上です。

○議長（吉田雅範） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そうしたら、こういった事案が発生した場合にすぐに対応する公的機関は奈良県ですかね。その辺はいかがですか。

○議長（吉田雅範） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 県も関わりますが、まずは一番身近な市が聞き取り調査に行かせていただくということですよ。以上です。

○議長（吉田雅範） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 県と一緒に聞いて聞き取り調査をしていただいて今回の認定に至ったと。そうしたら、今後、この認定があった上でどのような指導をなされるのか、教えてもらえますか。

○議長（吉田雅範） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 現在、改善計画の提出を求めています。改善計画の提出を受けた後、定期的にモニタリングを実施する予定です。また、改善計画については、奈良県へ情報提供し、連携をして取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）しっかりと改善計画を精査していただいて、二度と起こらないような体制づくりをお願いしたいと思います。特に先ほども申しましたように、全国版のことで流れてございます。今後、このことに関して、市民の方、そして、議会に対しても対応についての周知をさせていただきたいと思うんですけれども、市としての今後の対応について、副市長のほうに答弁を求めたいと思います。

○議長（吉田雅範）福塚副市長。

○副市長（福塚勝彦）御答弁申し上げます。市としては、この問題だけにかかわらず、こういうことが起これば市全体のこととして情報を共有して、認識も共有して取り組んでまいりたいと思います。

今、議員がおっしゃった議会に対する報告ということも、タイミングを見て行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）先ほども申しましたように、今のニュースというのは全国レベルでインターネットを介してすぐに出回っております。そういった情報の発信というのは大変重要かと思えます。今後、五條市でも素早い対応で全国発信をしていただかなくてはならないと考えますけれども、副市長、その辺いかがですか。

○議長（吉田雅範）福塚副市長。

○副市長（福塚勝彦）御答弁申し上げます。まずは、担当課で対応していただくと。ただ、それだけではなしに、その案件に関しまして、五條市として全体でどんなふうに取り組むかということを協議をして進めてまいりたいと、そんなふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）最後にお願ひでございますが、五條市民も大変こういういった事案、心配されてございます。この障害福祉施設、五條市でこの施設が初めてできた施設だと思えます。今まで、障害を持っておられる方は家でしか見ることができなかったけれども、この施設ができたことによって本当に救われた思いをされた方がいらっしやると私は聞いております。そうした中において、今後、こういった事案は二度とあってはならない事案ですので、いち早く解決に向けての方策に取り組んでいただいて、そして、市民の方にこういった取組をしましたというお

知らせもきちつと行っていただきたいと思しますので、どうかよろしくお願いしておきます。

質問、終わります。

○議長（吉田雅範）以上で、緊急質問を終わります。

○議長（吉田雅範）この際、お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五十五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続審査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。各委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（吉田雅範）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は九月二十八日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日、これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、令和四年度五條市各会計決算審査をはじめ重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、代表監査委員また本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和五年第三回九月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り、まことにありがとうございます。

今定例会に提出いたしました全議案につきまして、原案のとおり可決、同意を得ましたことにお礼を申し上げます。

朝夕はめつきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりました。議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意を頂き、今後とも市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（吉田雅範） これをもちまして、令和五年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後二時十四分開会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田雅範

署名議員 山口耕司

署名議員 大谷龍雄

署名議員 仲山嘉